

公益財団法人秦野市スポーツ協会情報紙広告取扱い基準

(趣旨)

第1条 この基準は、公益財団法人秦野市スポーツ協会（以下「この法人」という。）が発行する情報紙に掲載する広告の取扱いについて、必要な事項を定める。

(広告の範囲)

第2条 次の各号のいずれかに該当する広告は、掲載できないものとする。

- (1) 選挙及び政党、政治団体等に関するもの
- (2) 宗教関係のもの
- (3) 社会の秩序を乱すおそれのあるもの
- (4) 前3号のほか、会長が掲載することが不相当と認めるもの

(広告掲載の位置、大きさ及び掲載料)

第3条 広告を掲載する位置、大きさは、別表に掲げるとおりとする。

2 広告の掲載料は、別表に掲げる金額以上とする。

(広告掲載の申込み)

第4条 広告を掲載しようとする者（以下「広告主」という。）は、特別の理由がない限り広告申込書（第1号様式）に掲載しようとする広告の原稿を添えて、掲載を希望する情報紙発行日の30日前までに申し込むものとする。

(広告通知)

第5条 会長は、前条による申込みがあったときは、広告通知書（第2号様式）により速やかに広告主に通知するものとする。

(掲載料の納期等)

第6条 広告主は、広告通知書により記載された納入期日までに指定金融機関へ納付するものとする。ただし、会長が認めた場合は、納入期日を変更することができる。

(掲載位置の変更)

第7条 会長は、編集作業上支障があると認める場合、又はその他の理由により既に決定した掲載位置を変更することができるものとする。この場合において、会長は広告主と協議のうえ決定するものとする。

(広告の内容及び表現)

第8条 広告の内容及び表現は、広告主の責任により確認するものとする。

(広告掲載の取消し)

第9条 会長は、掲載承認通知後において、次の各号のいずれかに該当する場合は、掲載の決定を取消することができる。

- (1) 発行日の15日前までに、広告主から掲載の取消しの申出があったとき。
- (2) 広告内容に公共性を損なうおそれがあると認めるとき。

2 会長は、編集発行上やむを得ない事情が発生した場合は、広告主と協議にうえ掲載の決定を取消することができる。

(広告料の返還等)

第10条 会長は、第6条で規定する広告料の支払があった以降において、この法人の責に帰すべき理由、又は前条による取消しがあったときは、広告料を返還するものとする。

(補則)

第11条 この基準に定めるもののほか、広告の取扱いについて必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この基準は、平成8年12月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成27年7月23日から施行する。

附 則

この基準は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和4年12月1日から施行する。

別表（第3条関係）

大きさ	掲載料（全面 共通）			
	1回契約	2回契約	3回契約	4回契約
標準 （縦5.6cm× 横16cm程度）	20,000 円	39,000 円	50,000 円	60,000 円
標準以外	標準に面積按 分した額(千円 未満切り上げ)	同左	同左	同左

第1号様式（第4条関係）

広 告 申 込 書

年 月 日

公益財団法人秦野市スポーツ協会
会 長

申込者住所
会社名等
代表者名

印

公益財団法人秦野市スポーツ協会情報紙広告取扱い基準に基づき、協会情報紙の
広告の掲載を次のとおり申し込みます。

位置・大きさ	掲 載 希 望 回 数			
標準 (5.6cm×16cm)	1回	2回	3回	4回
標準以外	1回	2回	3回	4回

※掲載希望回数3回以下の場合、掲載希望号にレ点を付けてください。

6月発行号

9月発行号

12月発行号

3月発行号

第2号様式（第5条関係）

広 告 通 知 書

年 月 日

様

公益財団法人秦野市スポーツ協会
会 長

年 月 日付けで申し込みのありました広告の掲載につきまして
は、次のとおり（承認・不承認）いたしましたので通知します。

なお、広告料については 年 月 日までに次の指定金融機関に振込みを
お願いいたします。

広 告 の 内 容	
位 置 ・ 大 き さ	
掲 載 回 数	
掲 載 料	
指 定 金 融 機 関 名 等	
承 認 の 条 件	<ol style="list-style-type: none">1 本通知書受領後、掲載位置、掲載回数等に変更がありましたら、ただちに届出をお願いします。2 この法人が必要と認めた場合は、掲載の取消し及び掲載位置の変更をすることがあります。この場合は、両者で協議するものとします。3 公益財団法人秦野市スポーツ協会情報紙広告取扱い基準の各規定を遵守してください。
不 承 認 の 理 由	